

各 位

大分県商工労働部
商業・サービス業振興課長

外国人旅行者向け消費税免税制度改正に係る説明会の開催（ご案内）
～「免税店で外国人観光客を呼び込もう」～

平素から大分県の産業振興につきまして多大なるご尽力、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、このたび外国人旅行者向けの消費税免税制度が改正されました。これに伴う説明会を国土交通省九州運輸局等から講師を招いて下記の通り開催しますので、貴組合員・会員に周知していただき、皆様の積極的なご参加をお願い申し上げます。

消費税免税制度については、これまで家電製品や衣類などが対象とされていましたが、本年10月1日からは食品や飲料、化粧品などの消耗品も対象となりました。しかしながら、各店舗が免税販売を行うためには、所管の税務署から輸出物品販売場の許可を受ける等の条件があります。消費税免税は外国人観光客に対する大きなセールスポイントになりますので、各店舗に早めの販売場の許可の取得をおすすめすると共に、説明会への出席についてご案内をよろしく申し上げます。

記

1. 日 時 平成26年10月21日 13時30分～
2. 場 所 大分県立社会教育総合センター（別府市大字別府字野口原 3030-1）
3. 主 催 大分県・大分県アジアビジネス研究会
4. 対 象 民間事業者、観光関係団体、経済団体、市町村等 150名
5. 申し込み 別紙申込書を大分県商業・サービス業振興課あてFAXにて提出
(097-506-1754)
6. お問い合わせ先 大分県商業・サービス業振興課 担当：山上(097-506-3282)

平成 年 月 日

大分県商業・サービス業振興課 島川あて

F A X : 0 9 7 - 5 0 6 - 1 7 5 4

外国人旅行者向け消費税免税制度説明会 参加申込書

(事業者・団体名)

(住所)

(電話番号)

(F A X 番号)

所 属 名	役 職 名	お 名 前